

業務委託仕様書（案）

業務名：「小山田エリア交流回遊拠点施設整備基本構想」策定支援業務委託

履行期間：契約締結日から2024年3月22日

履行場所：町田市が指定する場所

委託上限金額：3,011,000円

第1章 総則

第1 （適用）

本仕様書は、町田市（以下、「甲」という。）が委託する『「小山田エリア交流回遊拠点施設整備基本構想」策定支援業務委託』（以下、「本業務委託」という。）契約に適用し、受託者（以下、「乙」という。）は、契約書、契約約款及び本仕様書（以下、「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。

第2 （業務の背景・目的）

町田市では、里山環境の資産・資源を有効に活用し、持続可能なものとしていくため、2022年度から2031年度までを計画期間とする「町田市里山環境活用保全計画」を策定した。

この計画に基づき、小山田エリアにおける交流回遊拠点施設の役割や機能などについて検討するため、2022年度に地域の住民とともに「小山田の里山環境活用の拠点づくりに関するワークショップ」を全5回に渡り開催し意見交換を行った。

甲が実施する「小山田エリア交流回遊拠点施設整備基本構想」の策定を、ワークショップの検討結果を踏まえて支援するものとする。

第3 （疑義）

乙は、契約条項にない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

第4 （協議報告）

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

第5 （貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

第6 (作業計画)

乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表、その他必要事項を記載する。

なお、基本構想(案)作成にあたり、地域住民や関連する団体の意見等を聴取するための意見交換会を全3回(2023年10、12月、2024年1月を予定)実施することから工程表の作成にあたっては留意すること。

第7 (成果品の帰属等)

委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。甲は、契約書に定められた履行期間前であっても必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。乙は契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、全て乙の責任において速やかに訂正を行う。

第8 (秘密の保持・情報の管理)

乙は別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

第9 (事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、賠償のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

第10 (再委託)

乙は、委託業務の主たる部分の処理を第三者に委託又は請け負わせてはならない。乙は、委託業務の主たる部分以外の再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

第11 (情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規程を制定しきてい規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

第2章 業務

第12 (業務内容)

本業務委託は、基本構想の策定にあたり必要な資料の作成や調査を実施し、基本構想(案)

を作成する。

基本構想（案）の作成にあたっては、以下の3点に留意すること。

1. 「町田市里山環境活用保全計画」に基づいた基本構想（案）であること。
2. 「小山田の里山環境活用の拠点づくりに関するワークショップ」の検討結果を踏まえた基本構想（案）であること。
なお、以下の機能を必ず備えた施設であること
 - ・ 飲食や休憩、交流ができるカフェなど
 - ・ 地域案内や情報発信コーナー
 - ・ 木工体験などができる工房
 - ・ 地場製品の販売コーナー
3. 交流回遊拠点施設の整備及び施設の管理・運営に対し、民間資本の活用を検討した基本構想（案）であること。

また、意見交換会（1回あたり50人程度想定）の開催にあたり必要な資料の作成を行うこと。

第3章 成果品

第13 （成果品）

乙は次の成果品を甲に提出する

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 基本構想策定に必要な資料 | 一式 |
| 2. 基本構想（案）（A4版） | 一式 |
| 3. 基本構想（案）概要版 | 一式 |
| 4. 協議書または打合せ記録 | 一式 |
| 5. その他必要な補足資料 | 一式 |
| 6. 上記1～5の電子データ | 一式 |

第14 （履行の報告）

乙は、契約期間内に成果品の甲への納品をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

第15 （検査）

この契約の契約約款第24条第2項の検査に合格したときをもって、成果品の引き渡しを完了したものとする。

第4章 契約期間

第16 （契約期間）

この契約期間は契約締結の日から、2024年3月22日までとする。

第5章 支払

第17 (支払)

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

第6章 その他

第18 (環境により良い自動車利用)

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき次の事項を厳守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。